

## 弁護士費用の種類

1	弁護士報酬		
	①	法律相談料	ご依頼者に対して行う法律相談の対価です。 40分以内5,500円（税込）
	②	着手金	事件または法律事務の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功のいかんに関わらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価です。 報酬基準表のとおりです
	③	報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価です。 報酬基準表のとおりです
	④	手数料	原則として一回程度の手続き又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。 報酬基準表のとおりです
	⑤	日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価です。 報酬基準表のとおりです
⑥	月額報酬制	1月あたりの委任事務処理単価を決めて、弁護士報酬とする制度です。 毎月の作業量に応じて契約します	
2	実費		
	裁判費用・通信費・謄写料・交通費・宿泊費・保証金・保管金・供託金その他委任事務処理に要する費用です。		全額ご負担いただきます
(注)		報酬とは別に実費をお支払いいただきます。事件受任の際、見込み実費をいただきます。この金額は精算いたしません。不足となった場合には追加見込み実費を頂きます。	

民事家事報酬基準

		訴額	実費 (税込)	着手金 (税込)	成功報酬 (税込)
1	金銭事件 (訴訟)				
ア	交通事故、その他の損害賠償請求、金銭請求事件 (少額訴訟を含む)	～50万円未満	27,500	165,000	1. 現実に入手した金銭の16.5%又は着手金と同額の高い方を基準とする。但し、最低額は220,000円とする。 2. 当面取り立てができない事件は110,000円を基準とし、出廷回数に金11,000円を乗じた額をこれに加算する。 3. 相手方の請求を排除した場合の報酬金は、着手金の7割相当額とし、訴訟事件の場合は、出廷回数に金11,000円を乗じた額をこれに加算する。但し、請求排除額の16.5%を超えないものとする。
		50万円以上	38,500	203,500	
		100万円未満	38,500	253,000	
		100万円以上	38,500	302,500	
		200万円未満	38,500	330,000	
		200万円以上	38,500	訴額の6.6%を標準	
		300万円未満	38,500		
		300万円以上	38,500		
特に処理が困難なものについては50%を限度に加算					
イ	手形訴訟			上記アの2分の1	上記アに準ずる
2	不動産・動産事件 (訴訟)				
ア	所有権確認・登記抹消・明渡請求・借地・借家	～50万円未満	27,500	165,000	1. 金銭事件に準ずる。但し、現実に入手した金額ではなく、受けた利益を基準とし、その額は固定資産税評価額で算出する。
		50万円以上	38,500	203,500	
		100万円未満	38,500	253,000	
		100万円以上	38,500	302,500	
		200万円未満	38,500	330,000	
		200万円以上	38,500	訴額の6.6%を標準	
		300万円未満	38,500		
		300万円以上	38,500		
特に処理が困難なものについては50%を限度に加算					
イ	借地非訟事件		27,500	220,000～330,000	1. 不動産事件に準ずる。但し、着手金額を最低額とする。
ウ	境界事件・筆界特定事件		38,500	385,000～660,000	1. 不動産事件に準ずる。但し、着手金額を最低額とする。
3	離婚事件				
	離婚等請求事件				
	離婚訴訟	示談交渉～離婚調停	38,500	385,000	1. 金銭請求を伴わない場合、着手金と同額を基準とし、出廷回数が10回を超える場合には10回目以降の出廷回数に11,000円を乗じた額を加算する。 2. 現実に入手した金銭及び扶養料の2年分の16.5%を基準とする。但し、上記1を下限とする。
		金銭請求を伴わない場合	38,500	495,000	
		1000万円未満	38,500	495,000～550,000	
	1000万円以上	38,500	訴額の5.5%を標準		
特に処理が困難なものについては50%を限度に加算					
その他家事事件 (訴訟等)					
	認知請求・婚姻無効等	公示送達事件	38,500	165,000～	1. 88,000円を基準とする。 2. 着手金と同額を基準とし、出廷回数が10回を超える場合には10回目以降の出廷回数に11,000円を乗じた額を加算する。 3. 現実に入手した金銭及び扶養料の2年分の16.5%を基準とする。但し、上記2を下限とする。
		金銭請求を伴わない場合	38,500	330,000	
		1000万円未満	38,500	330,000～550,000	
		1000万円以上	38,500	訴額の5.5%を標準	
	特に処理が困難なものについては50%を限度に加算				
	遺産分割事件		38,500	金銭事件に準ずる・訴額の算定は目的物の価額の1/3を基準とする	1. 金銭事件及び不動産事件に準ずる。

		訴額	実費 (税込)	着手金 (税込)	成功報酬 (税込)	
4	行政事件		38,500	220,000～1,100,000	1. 金銭事件及び不動産事件に準ずる。 特に処理が困難なものについては50%を限度に加算	
5	保全事件				1. 金銭事件及び不動産事件に準じ、本案事件と一括して決定する。	
		仮差押・仮処分	38,500	金銭事件の7割相当額を基準とする。但し、最低額は220,000円とする。		
6	その他					
	①	示談交渉事件	38,500	金銭事件に準ずる。	1. 金銭事件～家事事件に準ずる。	
	②	強制執行事件				1. 金銭事件及び不動産事件に準じ、本案事件と一括して決定する。
			強制執行単独の場合	27,500	165,000～220,000	
			関連事件の執行対象が不動産の場合	27,500	165,000～220,000	
			関連事件の執行対象が債権・動産の場合	27,500	165,000～220,000	
	③	財産開示手続	27,500	110,000～137,500	1. 55,000円を基準とする。	
	④	執行停止事件	16,500	165,000～220,000	1. 金銭事件及び不動産事件に準じ、本案事件と一括して決定する。	
	⑤	民事調停事件	38,500	金銭事件の7割相当額を基準とする。但し、最低額は115,500円とする。	1. 金銭事件及び不動産事件に準ずる。	
	⑥	家事調停事件	38,500	金銭事件の7割相当額を基準とする。但し、最低額は220,000円とする。		
	⑦	家事審判 (甲) 事件				原則としてなしとする。但し、事案が複雑困難な場合は、離婚・認知等請求事件に準ずる。
			成年後見等を除く家事審判 (甲) 事	27,500	165,000～275,000	
			成年後見人等申立事件	27,500	165,000	
	⑧	労働審判事件	38,500	275,000～440,000	1. 金銭事件に準ずる。	
	⑨	保護命令事件				1. 着手金と同額とする。
			口頭弁論又は審尋がある場合	38,500	264,000	
			口頭弁論又は審尋がない場合	27,500	110,000	
	⑩	証拠保全事件	27,500	165,000～220,000	1. 金銭事件及び不動産事件に準じ、本案事件と一括して決定する。	
	⑪	被告・控訴事件	27,500	金銭事件～行政事件に準ずる	1. 金銭事件～行政事件に準ずる。	
	⑫	涉外事件	110,000	金銭事件～家事事件に準ずる	1. 金銭事件～家事事件に準ずる。	
⑬	控訴事件	38,500	金銭事件～行政事件に準ずる	1. 金銭事件～行政事件に準ずる。		
⑭	支払督促	11,000	110,000	1. 金銭事件及び不動産事件に準ずる。		
⑮	損害賠償命令事件	27,500	231,000～440,000	1. 金銭事件に準ずる。		
⑯	ADR申立事件	27,500	165,000～275,000	1. 金銭事件及び不動産事件に準ずる。		
⑰	行政不服申立事件	27,500	165,000～275,000	1. 金銭事件及び不動産事件に準ずる。		
⑱	ハーグ条約事件				1. 金銭事件～家事事件に準ずる。但し、最低額は220,000円とする。 1. 金銭事件～家事事件に準じ、本案事件と一括して決定する。	
		子の返還事件・面会交流事件	110,000	440,000～880,000		
		出国禁止命令事件・保全事件・強制執行事件	55,000	165,000～220,000		

負債整理報酬基準

		実費 (税込)	着手金 (税込)	成功報酬 (税込)
1	個人自己破産事件	38,500	債権者10名以下かつ負債1000万円未満：330,000円 (※1) 債権者11名から20名かつ負債1000万円未満：385,000円 (※1) 債権者21名以上または負債総額1000万円以上：440,000円 (※1)	免責に特別な対応を要して免責決定を受けた場合：着手金の半額
2	個人任意整理	33,000	債権者1名につき33,000円 但し、最低額は55,000円とする。	減額された金額の11%+回収した金額の22%を原則とする
3	個人再生申立事件	55,000	債権者10名以下：385,000円 (※1) 債権者11名以上：440,000円 (※1) ※住宅ローン特別条項を定める場合、55,000円を加算	特別な対応をして認可決定が確定した場合、着手金の半額
4	事業者 (法人) 破産事件	55,000 別途予納金が必要です	負債総額の1%を標準：最低額550,000円 (※2)	特別な対応をして免責決定が確定した場合、着手金の半額 (事業者破産事件の場合)
5	事業者民事再生事件	77,000 別途予納金が必要です	負債総額の2%を標準：最低額1,100,000円 (※2) 認可決定後、月額報酬を加算する。	再生計画案認可決定が確定した場合、着手金と同額
<p>※1 同居の夫婦 (内縁含む) 又は同居の親子について、実費及び着手金の合計額から2割控除する。                  ※2 特に処理が困難なものは、50%の限度で加算する。</p>				

刑事少年報酬基準

		実費 (税込)	着手金 (税込)	成功報酬 (税込)
1	刑事事件			
	1 起訴前に受任して弁護する場合 (起訴後も引き続き弁護します)			
	1 自白事件その他事案簡明な事件	38,500	330,000円を標準	不起訴：着手金と同額 略式命令 (罰金)：着手金の半額
	2 否認事件、裁判員裁判対象事件その他事案複雑な事件	38,500	550,000円以上	起訴後弁護の報酬は2と同じ基準です。
	2 起訴後から受任して弁護する場合			
	1 自白事件その他事案簡明な事件	38,500	275,000円を標準	執行猶予：着手金の半額 求刑された刑が軽減された場合：着手金の半額以内
	2 否認事件、裁判員裁判対象事件その他事案複雑な事件	38,500	330,000円以上 550,000円以下	無罪：着手金と同額以上 (最低550,000円) 検察官上訴が棄却された場合：着手金の半額 その他は上記2-1同様
	3 再審事件	38,500	220,000円以上 550,000円以下	着手金と同額
	4 付随手続			
	1 保釈	11,000	110,000円を標準	165,000円を標準
	2 勾留の執行停止	11,000	110,000円を標準	165,000円を標準
	3 抗告	11,000	110,000円を標準	165,000円を標準
	4 即時抗告	11,000	110,000円を標準	165,000円を標準
5 特別抗告	11,000	110,000円を標準	165,000円を標準	
6 勾留理由開示	11,000	110,000円を標準	165,000円を標準	
2	少年事件			
	1 家庭裁判所送致前 (被疑者段階) (送致後は別途必要です)			
	1 自白事件その他事案簡明な事件	38,500	220,000円を標準	
	2 否認事件その他事案複雑な事件	38,500	330,000円以上 550,000円以下	
	2 家庭裁判所送致後 (送致前とは別途になります)			
1 自白事件その他事案簡明な事件	38,500	220,000円を標準	非行事実なしに基づく審判不開始ないし不処分：着手金と同額	
2 否認事件その他事案複雑な事件	38,500	330,000円以上 550,000円以下	その他保護観察等：着手金の半額	
※公判期日・公判前整理手続期日・打合せ期日など裁判所で行われる期日に参加した場合、別途日当を請求する。				

手数料基準

1 裁判上の手数料		実費 (税込)	手数料 (税込)
①	公示催告	11,000	110,000円～165,000円
②	倒産整理事件の債権届	11,000	110,000円～165,000円
2 裁判外の手数料			
①	契約書類などの作成	11,000	経済的利益の1.1%を標準：最低額110,000円 ※公正証書にする場合は33,000円を加算 ※特に複雑又は特殊な事情がある場合50%の限度で加算
②	内容証明郵便作成	5,500	33,000円
③	遺言書作成	11,000	165,000円～550,000円
④	危急時遺言作成～検認手続	11,000	330,000円～550,000円
⑤	遺言執行	11,000	経済的利益の2.2%+264,000円（最低330,000円） 特に複雑又は特殊な事情がある場合又は遺言執行に裁判手続を要する場合は別途協議により定める。
⑥	簡易な自賠責請求	11,000	着手金55,000円 報酬金は給付金額の2.2%
⑦	任意後見及び財産管理・身上監護		
	ア 見守り契約・任意後見契約の契約書類作成	11,000	165,000円 * 公証役場の手数料については別途
	イ 死後事務委任契約の契約書類作成	11,000	110,000円
	ウ 見守り		
	訪問による面談（月1回）		月額11,000円
	法律事務所での面談（月1回）		月額5,500円
	電話連絡（月1回）		月額5,500円
	特別対応、緊急時対応		3時間まで16,500円 3時間を超える部分については、5,500円/1時間
	エ 任意後見監督人選任申立	27,500	165,000円
	オ 任意後見人の報酬		月額33,000円～66,000円
	カ 死後事務		330,000円～ *特に事務が簡易な場合は220,000円
	キ 財産管理事務処理費用（収益事務なし+身上監護なし）		収益不動産の管理、身上監護その他の継続的事務処理を要しない場合：月額5,500円を標準
	財産管理事務処理費用（収益事務又は身上監護事務あり）		収益不動産の管理、身上監護その他の継続的事務処理を要する場合：月額33,000円～55,000円を標準
⑧	在留資格申請・特別在留許可申請	11,000	165,000円
⑨	告訴状・告発状作成	11,000	着手金330,000円～550,000円 報酬金は着手金と同額（受理された場合）
⑩	弁済代行		振込1件につき1,100円
3 その他報酬			
①	顧問料		月額33,000円以上（別表による）
②	日当		半日：33,000円～55,000円、 1日：55,000円～110,000円